

千葉県建築基準法施行細則の一部改正について

県土整備部都市整備局建築指導課

1 改正の理由

千葉県建築基準法施行細則（昭和39年千葉県規則第12号。以下「細則」という。）では、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第1条の3第7項の規定により県へ提出する申請書に添付する図書を定める等、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の施行に関し必要な事項を定めています。今回、近年の法令改正等に対応するため細則の一部改正を行いました。

2 改正概要

(1) 建築基準法改正に伴う規定の整備

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成30年4月1日施行）により新たな用途地域として田園住居地域が創設されたこと（建築基準法第48条第8項の新設）に伴う条項ずれを改正します。

(2) 児童福祉施設等の施設名称等の見直し

細則第13条の4で指定する「児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設」について、児童福祉法の改正（平成29年4月1日施行）その他児童福祉及び障害福祉に関する制度改正等に対応するため指定施設名称を改正します。

改正後	改正前
児童福祉施設（乳児院、障害児入所施設及び児童心理治療施設に限る。）	児童福祉施設（乳児院、児童養護施設（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定により児童養護施設とみなされたものに限る。）、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設に限る。）
障害者支援施設 福祉ホーム 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設	身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設に限る。） 知的障害者援護施設

※ 保護施設、老人福祉施設及び有料老人ホームについては変更なし

(3) 不適合建築物等台帳の提出制度の廃止

細則第21条において提出を求めている「不適合建築物等台帳（別記第15号様式）」については、平成19年の省令改正で確認申請書への添付が義務付けられた

「既存不適格調書」と類似した規定となっていたところですが、これまでの運用状況を踏まえ合理化を図ることが可能と判断されるため、細則において既存不適格調書と関係図書に明示すべき事項を追加することにより、本様式(不適合建築物台帳)の提出を不要とする改正を行います。

ア 改正後の提出図書について

対象建築物等	提出図書	
	改正前	改正後
法第86条の7第1～3項の規定による制限の緩和を受けようとする建築物	省令に基づく 「既存不適格調書」	省令に基づく 「既存不適格調書」
法第88条第2項において準用する法第86条の7第1項の規定による制限の緩和を受けようとする準用工作物	細則に基づく 「 <u>不適合建築物等台帳</u> 」	
施行条例51条第1～4項の規定による制限の緩和を受けようとする建築物	細則に基づく 「 <u>不適合建築物等台帳</u> 」	細則に基づく 「 <u>既存不適格調書</u> 」

イ 施行条例第51条の規定による制限の緩和を受けようとする建築物の確認申請書に添付する書類について

対象建築物	図書の種類	明示すべき事項
施行条例第51条第1項の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
施行条例第51条第2項の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
	各階平面図	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る部分
	耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種類及び寸法
	施行条例第51条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	施行条例第51条第2項に規定する独立部分に該当することを確認するために必要な事項
施行条例第51条第3項の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
	各階平面図	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに係る部分

3 施行期日

平成31年1月1日 ただし、2(1)については公布の日から施行します。